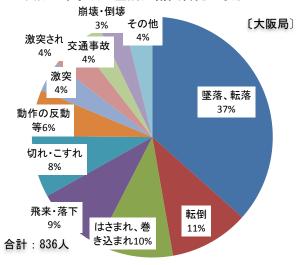
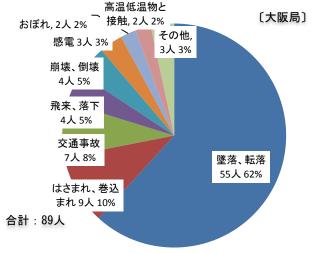
防ぎましょう!

ガイドライン(裏面)を参考に交通労働災害を防止する対策を考え、実行しましょう。

平成26年事故の型別死傷災害発生状況



平成22年~26年事故の型別死亡災害発生状況



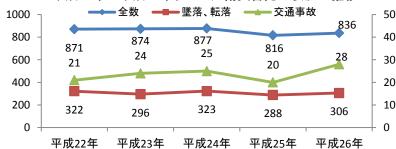
平成26年の大阪府内の建設業での休業4日以 上の死傷災害は、836人で前年より20人増加し ています。そのうち現場への送迎時等での交通 事故は28人で前年より8人の増加となりました。

また、平成22年から26年までの建設業の死亡 者数は**89**人で、その内**7**人、8%が交通事故に よるものでした

最近5年間の死傷災害の事故型別では、平成 22年と26年を比較すると墜落、転落による死傷 者数は、16人、5%減少していますが、交通事故 は**7**人、30%増加しています。

交通労働災害は一度に2人以上が被災者にな ることも多く、企業経営にとっての重大な支障 を来たします。

平成22年~平成26年までの死傷災害発生状況の推移



平成26年建設業の交通労働災害事例

番号	発生月	性別	年齢	職種	経験	事故型	起因物	休業日数	発 生 状 況
1	11月	男	40代	とびエ	26年	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、バ イク	死亡	社用車を運転して自宅から現場へ向う途中、同僚を迎えに行くため、交差点に差しかかったところ、路側帯に乗り上げ、信号機に激突し横転した。
2	3月	男	50代	作業員	1年	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク	6月	現場から車を運転して帰社の途中、右折しようとしたところ、対向車線を走行した車と衝突した。
3	4月	男	20代	作業員	1年	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク	6月	車を運転して道路を走行中、ハンドル操作を誤り、雨で路面が濡れていたため、横転 して、車の下敷きになった。
4	8月	男	40代	作業員	19年	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク	3月	現場から車を運転して帰社の途中、雨で後輪がスリップしてタイヤが破裂し、車が横 転した。
5	11月	男	40代	作業員	23年	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、 バイク	1月	車を運転して道路を走行中、交差点で停車していた車に追突した。



交通労働災害を防止するためには、業種に関係なく運転者自身が管理・監督者等の目が届かない場所で、 刻々と変化していく走行状況に対して、常に的確な判断で安全な運転操作ができる知識や技能を修得するとと もに、第三者に対する思いやり、譲り合いの気持ちを養い、常に安全な運転を心がけることが不可欠です。

また、交通労働災害は、業務との密接な関係の中で発生するものであり、一般の労働災害と同様に総合的か つ組織的に交通労働災害防止対策に取り組む必要があります。

このため、厚生労働省では「交通労働災害防止のためのガイドライン」を示して、交通労働災害対策の推進 を図っています。

このガイドライン並びに適切な時間管理を図るための「自動車運転者の労働時間等の改善基準」に基づき交通労働災害防止対策を積極的に講じて下さい。

交通労働災害防止のためのガイドライン(抜粋)

- 第1 目的
- 第2 交通労働災害防止のための管理体制等
 - 1 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - 2 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成、実施、評価、改善
 - 3 安全委員会等における調査審議
- 第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等
 - 1 適正な労働時間等の管理及び走行管理等
 - 2 適正な走行計画の作成等
 - 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置

走行計画に休息時間の定めをした場合には 交通労働災害等が発生しにくくなります。

普段の睡眠時間が5時間未満、勤務前24時間の総睡眠時間が5時間以下である場合、交通労働災害等が発生しやすくなります。

また、睡眠不足が累積した場合、視覚刺激に対する反応ができなくなる回数が増加します。

第4 教育の実施等

- 1 教育等の実施
- (1) 雇入れ時等の教育

交通法規、改善基準告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、飲酒による運転への 影響、睡眠時無呼吸症候群の治療、体調の維持等に関する事項等について教育を行いましょう。また、必要に応じ、ベテランの添乗による実地訓練を行いましょう。

(2) 日常の教育

改善基準の告示等の遵守、睡眠時間確保の必要性、交通事故情報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの記録等から判明した安全走行に必要とされる事項、 交通安全情報マップ、関係法令等について教育を行いましょう。

(3) 交通危険予知訓練

イラストシートを用いて潜在的危険性を予知させ、防止対策を立てさせる交通危 険予知訓練を実施するようにしましょう。

2 運転者認定制度等第

第5 交通労働災害防止に対する意識の高揚等

- 1 ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催等により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょう。
- 2 交通事故情報、デジタルタコグラフやドライブレコーダーの記録、ヒヤリハット事例等に基づき、危険な箇所、注意事項等を示した交通安全情報マップを作成し、配布、掲示を行いましょう。

意識の高揚のための活動を増やすと交通労働災害等が発生しにくくなります。 デジタルタコグラフやドライブレコーダーを車両に取りつけることも大変有効です。

- 第6 荷主・元請事業者による配慮等
- 第7 健康管理
 - 1 健康診断の実施とその結果に基づく措置
 - 2 面接指導等
 - 3 心身両面にわたる健康の保持増進
 - 4 運転時の疲労回復

第8その他

- 1 異常気象等の際の措置
- 2 自動車の点検
- 3 自動車に装備する安全装置等





ります。